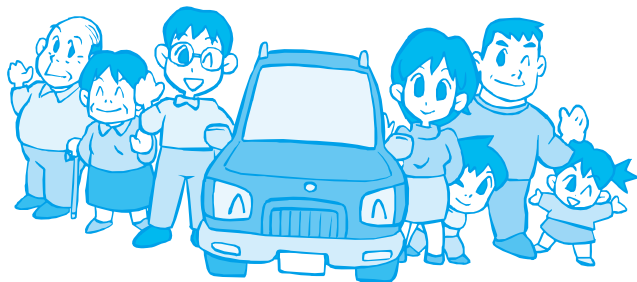


道路の安全維持のために



問合せ 道路河川課

☎(43) 1111 内線 553、554

FAX (42) 9115

みなさんのお宅が面している道路や日ごろ通勤・通学などで使っている道路に、つぎのような状態の道路はありませんか？

毎日多くの人が使う道路をより安全に通行できるように、みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

道路に張り出した枝

道路沿いの民家にある植木の枝などが道路に張り出していますか？

公の場所である道路まで枝が伸びてしまうと、道幅を狭く感じさせ、通行上の安全を確保する上での支障ともなります。また、車両や歩行者に事故が発生した場合には、所有者が責任を負わなければならなくなることもあります。道路を使う人はもちろん、快適に暮らすためにも、もう一度家の周りを見回し、植木などのお手入れをしてください。

乗り上げブロック

車庫や駐車場出入口前の道路に、車道との段差を解消するため「乗り上げブロック

ク」や「鉄板スロープ」などが置かれていませんか？

段差解消のための乗り上げブロックなどは通行の障害となり大変危険です。歩行者がつまづいたり、オートバイや自転車の転倒事故を誘発したり、思わぬ事故の発生原因にもなりますので撤去してください。

撤去後の段差解消工事は、個人負担になります。

※段差解消工事をするには申請が必要となりますので、詳細については、道路河川課にお問い合わせください。

道路に空いた穴

路面に穴や陥没があったり側溝のフタやガードレールが壊れていませんか？

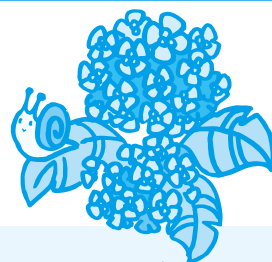
このような道路の破損を放置していると、車両事故や歩行者のけがの原因になる可能性があります。非常に危険です。

市でも危険個所の発見と補修に努めています。このような場所を発見した場合は、道路河川課にご連絡をお願いします。

※現地の住所や目標物などを確認の上、連絡してください。

～人権それは愛～

ノーマライゼーション



「ノーマライゼーション」という言葉をよく耳にすることがあります。ノーマライゼーションとは、「障がいのある人となない人とが区別されことなく、社会生活を共に送ることが正常なことであり、本来の望ましい姿である」という社会福祉における理念の一つです。

「障がい」といっても、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどさまざまです。また、障がいのある人にとって日常生活の中で障壁となるものも、道路や歩道、建物内の段差などの物理的な障壁、情報収集やコミュニケーションの困難さなどの情報面の障壁、そのほか、無意識や無関心といった意識上の障壁など、さまざまなものが考えられます。

ノーマライゼーションを実現するためには、障がいのある人に対する理解を深め、すべての人々の心の壁を取り除き、市民一人ひとりが障がいを取り巻く問題を認識し、共に解決に向けて行動することが大切です。

誰にでも、病気や突然の事故などにより障がいを負う可能性があることを忘れてはいけません。ノーマライゼーションの理念の下、優しさと思いやりを持って行動しましょう。

ナイスミドル 生きがい講座



公民館では、50 歳以上の人を対象に生きがい講座を開講します。歌を楽しんだり、法律を学んだりとさまざまな分野の講座が楽しめます。みなさんの参加をお待ちしています。

問合せ 中央公民館

☎ (42)5156 ・ FAX (42)5800

《第1回》 なつかしの歌声喫茶

とき 7月4日(木)午後1時30分～2時30分
内容 「青い山脈」、「カチューシャ」、「みかんの花咲く丘」など生伴奏でみなさんと一緒に歌いましょう
講師 芝 あい子氏(音楽療法士会員)

《第2回》 タニタ食堂に学ぼう

とき 7月11日(木)午後1時30分～2時30分
内容 今話題のタニタ食堂のレシピに関連して、健康食の献立の立て方やカロリー計算について学びましょう
講師 伊場 美智子氏(管理栄養士)

《第3回》 振り込め詐欺の手口を知ろう

とき 7月18日(木)午後1時30分～2時30分
内容 振り込め詐欺の新しい手口などを学び、だまされないような対策を考えましょう
講師 埼玉県警察振り込め詐欺対策本部職員

《第4回》 NPOってなに？

とき 7月25日(木)午後1時30分～2時30分
内容 NPO法人の立ち上げ方や内容などについて楽しく学びましょう
講師 埼玉県庁職員

《第5回》 相続と遺言について

とき 8月1日(木)午後1時30分～2時30分
内容 相続や土地売買、遺言書の書き方などについて学びましょう
講師 増田 実氏(司法書士)

ところ 中央公民館集会室

対象 市内在住・在勤の50歳以上の人
※3回以上参加できる人

定員 40人(申込み順)

参加費 500円

申込み 6月10日(月)～25日(火)午前9時から午後5時までに参加費を添えて、直接中央公民館窓口へ

動物は責任を持って

飼いましよう！

ペットは、人の生活に潤いをもたらすパートナーです。しかし、その一方で、ペットに関する苦情や住民間のトラブルが増えています。飼い主には、「一生面倒を見る」という強い自覚と責任が求められます。もう一度、動物に愛情を持って接すること、マナーを守って飼育することについて考えてみましょう。



【飼い始めてから】

愛情を持ってペットに接することが必要な一方、動物として持つて生まれた本能や習性にも配慮が必要です。

【環境作り】

動物が安心して暮らせる空間作り、近隣への配慮、衛生管理を徹底しましょう。

【犬の登録・狂犬病予防注射】

飼い主には、狂犬病予防法で犬の登録・狂犬病予防注射が義務付けられています。

【犬を飼う場合】

▼散歩中の注意

・ビニール袋やスコップを携帯し、ふんは必ず自宅に持ち帰って処分
・必ずリードを付け、犬を制御できる人が行う

・しつけと訓練

・犬の習性を理解し、犬を制御できるよう、しつけや訓練

練習をしっかりと行う

・むだ吠えが多い場合は、その原因を究明する

・ストレス解消のため、散歩などの適度な運動をさせる

▼放し飼いはしない

▼犬舎の周囲は清潔に

・ふんはその都度片付け、清潔な環境作りを徹底する

【野良猫を見かけたら】

野良猫に「かわいそう」という気持ちだけで、えさを与えないでください。

えさを与えてかわいがるのであれば、自分の猫として責任を持って飼いましょう。

問合せ 環境課 ☎(48)033

1・FAX(48)2226

○犬に関する相談 幸手保健

所 ☎(42)1466

○猫に関する相談 埼玉県動物

指導センター ☎048

(855)0484